

毎週月・水・金曜日発行

富 山 県 報

令和3年5月17日  
月 曜 日

第4786号

目 次

規 則	
○富山県土木建築工事費の前金払取扱規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことにつき同意を求めるための届出	2
○道路の区域変更	
○道路の供用開始	3

規 則

富山県土木建築工事費の前金払取扱規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和3年5月17日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第35号

富山県土木建築工事費の前金払取扱規則の一部を改正する規則

富山県土木建築工事費の前金払取扱規則（昭和40年富山県規則第36号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の富山県土木建築工事費の前金払取扱規則の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(管 理 課)

## 告 示

**富山県告示第258号**

指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことにつき同意を求めるための届出について

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第5条第3項の規定により次のとおり公示する。

なお、漁船損害等補償法施行令第5条第2項に規定する指定漁船調書は、富山県農林水産部水産漁港課及び下新川郡入善町芦崎 338、入善漁業協同組合において令和3年5月17日から令和3年5月31日まで縦覧に供する。

令和3年5月17日

富山県知事 新 田 八 朗

発起人の氏名及び住所	加入区	その他
佐藤 宗雄 下新川郡入善町横山1686番地 立塚 達男 下新川郡入善町芦崎 541番地	入善加入区 下新川郡入善町 一円の区域	入善漁業協同組合に対し、漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする。

**富山県告示第259号**

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において5月17日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和3年5月17日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 弘法称名立 山停車場線	中新川郡立山町芦峯寺字 雑穀3番から	変更前		最大 13.2 最小 12.8	32.1	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡立山町芦峯寺字 雑穀3番まで	変更後		最大 21.9 最小 13.2	32.1	
県道 横越大滝線	高岡市醍醐3110番から 高岡市醍醐3110番まで	変更前		最大 9.4 最小 6.0	43.2	高岡土木 センター
	高岡市醍醐1056番4から 高岡市醍醐3110番まで	変更後		最大 10.0 最小 6.4	43.2	
国道 359号	小矢部市平桜6458番2か ら	変更前		最大 26.3 最小 8.7	240.6	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
	小矢部市平桜6428番2ま で	変更後		最大 42.9 最小 12.0	240.6	
県道 長楽寺福光 線	南砺市竹林 292番3から	変更前		最大 25.9 最小 9.4	47.0	砺波土木 センター
	南砺市竹林 203番まで	変更後		最大 26.2 最小 9.6	47.0	

## 富山県告示第260号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において5月17日から

1 箇月間一般の縦覧に供する。

令和3年5月17日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 弘法称名立山 停車場線	中新川郡立山町芦畷寺字雑穀3番から 中新川郡立山町芦畷寺字雑穀3番まで	令和3年5月17日	富山土木 センター 立山土木 事務所
県道 横越大滝線	高岡市醍醐1056番4から 高岡市醍醐3110番まで	令和3年5月17日	高岡土木 センター
県道 長楽寺福光線	南砺市竹林 292番3から 南砺市竹林 203番まで	令和3年5月17日	砺波土木 センター